

令和2年4月17日(2)

開議 10時20分

○議長 爪丸裕和君

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、13人です。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、皆さんに御報告いたします。先日の本会議終了後に開催されました議会運営委員会、新型コロナウイルス対策特別委員会におきまして、委員長及び副委員長が互選されましたので、お知らせいたします。

議会運営委員会の委員長には、尾澤満治議員、副委員長には為藤直美議員。

新型コロナウイルス対策特別委員会の委員長には、磯永優二議員、副委員長には、為藤直美議員。以上のとおりであります。これで報告を終わります。

日程第1 議案第30号を議題といたします。

議案第30号 豊前市議会委員会条例の一部改正については、議会運営委員会提出の議案であります。委員長に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○11番 尾澤満治君

おはようございます。議案第30号 豊前市議会委員会条例の一部改正についてであります。

理由は、一般会計の予算及び決算にかかわる審査をするための委員会を常任委員会化することにより、議会の監視機能の強化を図りたいということで、議会運営委員会から提出をさせていただきたいと思っております。御審議をよろしく申し上げます。

○議長 爪丸裕和君

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

総務委員会委員に、梅丸晃議員、村上勝二議員、為藤直美議員、黒江哲文議員、平田精一議員、磯永優二議員、そして私、爪丸裕和。以上7人を。

文教厚生委員会には、梅丸晃議員、村上勝二議員、為藤直美議員、秋成英人議員、郡司掛八千代議員、鎌田晃二議員、尾澤満治議員。以上7人を。

産業建設委員会には、梅丸晃議員、村上勝二議員、秋成英人議員、郡司掛八千代議員、平田精一議員、福井昌文議員、岡本清靖議員。以上7人を。

予算決算委員会委員には、梅丸晃議員、村上勝二議員、為藤直美議員、秋成英人議員、郡司掛八千代議員、黒江哲文議員、平田精一議員、福井昌文議員、鎌田晃二議員、尾澤満治議員、磯永優二議員。以上11人を、それぞれ指名いたします。

ただいま常任委員会が決まりましたので、休憩中に委員会条例第10条の規定により、総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会を順に開催し、正副委員長の互選を行うようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は、放送をもってお知らせいたします。

休憩 10時27分

再開 11時04分

○議長 爪丸裕和君

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました、各委員会におきまして正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

総務委員会には、委員長に、黒江哲文議員、副委員長に、平田精一議員。

文教厚生委員会は、委員長に、為藤直美議員、副委員長に、梅丸晃議員。

産業建設委員会は、委員長に、秋成英人議員、副委員長に、福井昌文議員。

予算決算委員会は、委員長に、福井昌文議員、副委員長に、村上勝二議員。

以上のとおりであります。

なお、先ほど各常任委員長、並びに議会運営委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

本件を議題といたします。

各委員長から申し出のありました案件については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。同組規約第5条第2項の規定により、本市議会から4人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、村上勝二議員、為藤直美議員、福井昌文議員、尾澤満治議員。以上4人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の議員を当選人にすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の議員が、京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

続きまして、日程第4 選挙第4号 吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙を行います。同組規約第5条の規定より、本市議会から5人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よつて、議長において指名することに決しました。

それでは、梅丸晃議員、為藤直美議員、秋成英人議員、黒江哲文議員、鎌田晃二議員。以上5人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5人の議員を当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました5人の議員が、吉富町外一市中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

続きまして、日程第5 選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。同組合規約第5条第2項の規定により、本市議会から7人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よつて、議長において指名することに決しました。

それでは、村上勝二議員、秋成英人議員、郡司掛八千代議員、岡本清靖議員、尾澤満治議員、磯永優二議員、それに私、爪丸裕和。以上7人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました7人の議員を当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました7人の議員が、豊前市外二町清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました7人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

続きまして、日程第6 選挙第6号 京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。同企業団規約第5条第2項の規定により、本市議会から3人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、黒江哲文議員、福井昌文議員、磯永優二議員。以上3人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました3人の議員を当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3人の議員が、京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

続きまして、日程第7 選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員の補欠選挙を行います。同組規約第5条第1項の規定より、本市議会から4人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、梅丸晃議員、平田精一議員、岡本清靖議員、それに私、爪丸裕和。以上4人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の議員を当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の議員が、豊前市外二町財産組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

続きまして、日程第8 選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。同連合規約第8条第1項の規定より、本市議会から1人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、郡司掛八千代議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました郡司掛八千代議員を当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、郡司掛八千代議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選いたしました。よろしくお願ひいたします。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第9 復興支援・政策推進特別委員会の設置について、を議題といたします。

前期に引き続き、東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の復旧復興支援をはじめ、安全安心な電力の安定供給、及び県営宇島港の整備促進などに関する審査については、8人の委員をもって構成する復興支援・政策推進特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本件については、そのように取り扱うことに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました復興支援・政策推進特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、梅丸晃議員、村上勝二議員、為藤直美議員、秋成英人議員、郡司掛八千代議員、黒江哲文議員、福井昌文議員、磯永優二議員。以上8人を指名いたします。本会議終了後、第1委員会室にて本特別委員会の開催をお願いいたします。

日程第10 同意案第2号 豊前市監査委員の選任について、を議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 後藤元秀君

同意案第2号は、豊前市監査委員の選任についてであります。議員のうちから選任した監査委員が任期満了となっているため、豊前市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

選任する委員の氏名、住所を申し上げます。

氏名	岡本 清靖
住所	豊前市大字篠瀬251番地2

であります。

よろしく御同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長 爪丸裕和君

市長の説明が終わりました。

ここで地方自治法第117条の規定により、岡本清靖議員の退席を求めます。

(岡本清靖君 退席)

監査委員の選任については、市長説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本案については、市長説明のとおり同意することに決しました。

岡本清靖議員の入室を許可します。

(岡本清靖君 入室)

岡本清靖議員より、自席におきまして、監査委員就任の御挨拶をお願いいたします。

○10番 岡本清靖君

先ほど監査委員ということで御同意をいただきまして、本当にありがとうございます。これから初山監査委員の意見を尊重しながら、これからの豊前市の予算執行状況を直視し、また自分の職責に努めてまいりたいと思っております。

これからも皆さんの御指導、また御協力をよろしくをお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 爪丸裕和君

よろしくお願いいたします。

日程第11 議案の上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託を行います。
市長から議案1件が提出されております。これを上程し議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 後藤元秀君

本議会に提案いたしました議案は、条例案件1件であります。それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第29号は、豊前市長等の給与等の特例に関する条例の制定についてであります。豊前市の財政状況等を鑑み、市長及び教育長の給与に関し減額の措置を講ずるため、関係規定を整備するものであります。

以上、議案の概要について御説明申し上げましたが、この議案は市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重に御審議の上、すみやかに御議決下さいませようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長 爪丸裕和君

以上で議案の上程、並びに提案理由の説明を終わります。

議案第29号に対する質疑を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第29号につきましては、総務委員会に付託いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩中に総務委員会の開催をお願いいたします。

再開は、放送をもってお知らせいたします。

休憩 11時28分

再開 11時50分

○議長 爪丸裕和君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第29号を議題といたします。

委員長に付託案件に対する審査の経過、並びに結果の報告を求めます。

総務委員長。

○6番 黒江哲文君

それでは、委員会報告をいたします。先ほど休憩中に総務委員会を開催いたしました、議案は1件であります。

議案第29号 豊前市長等の給与等の特例に関する条例の制定についてであります。委員、全員出席のもと、慎重審議を行いました。慎重審議の結果、全会一致で可決いたしました。以上、総務委員会の報告といたします。

○議長 爪丸裕和君

以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

これをもって、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

日程第12 議案第29号を採決いたします。

議案に対する委員長報告は、可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、今臨時会は、本日をもって閉会することに決しました。

皆さん、お疲れ様でした。

閉会 11時53分